

(参考)

金融庁の政策体系(案)

金融庁の任務

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。(金融庁設置法第3条)

任務を達成するための政策目標

政策目標1 安定的で活力ある金融システムの構築
時代をリードする金融インフラの整備

1 透明・公正なルールの整備等を図る。
2 金融システムの安定性確保等に資する制度整備を図る。
3 金融機関の業務の多様化・効率化を実現する。
4 安全性が高く、効率的で利便性の高い証券市場を整備する。
5 会計基準の着実な整備を図る。
6 公認会計士監査制度の実効性・信頼性を高める制度整備を図る。

政策目標2 利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

1 一般消費者への情報提供を通して、金融商品や金融取引等について一般消費者の金融知識の普及を図る。
2 利用者保護に配慮した金融ルールの整備を図る。
3 預金者、保険契約者、投資者等の保護に配慮した金融ルールの適切な運用を図る。

政策目標 3 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

1 金融行政の透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、広報活動の充実を図る。
2 公正で透明性の高い検査のための制度整備等を実施する。
3 平成 14 年 4 月に予定されているペイオフの解禁や情報通信技術の発達等の金融環境の変化を踏まえた、効率的で実効性の高い検査を実施する。
4 金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図る。
5 オフサイト・モニタリングにより金融機関の状況を把握し、金融機関に対する監督における定常的対応を確立する。
6 預金者等の保護を図りつつ、我が国金融機能の安定、再生及び早期健全化を図ることにより、金融危機への適時・適切な対応を図る。
7 証券市場等における取引の公正を確保するために、厳正かつ的確な証券会社等検査及び取引審査を実施する。
8 証券市場等における取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。
9 金融機関からのマネー・ロンダリングの疑いがある取引情報の整理・分析能力の強化により、捜査機関に対し有用な情報を提供する。

政策目標 4 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備

1 研修の充実等により、専門知識を有する職員の育成を図る。

政策目標 5 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的 貢献

1 国際的なフォーラム等において金融監督基準策定のための議論に積極的に貢献する。
2 金融分野での新興市場諸国への技術協力（知的支援）を実施する。